中国等残留孤児・婦人の帰国と生活支援

Return and Livelihood support of Japanese orphans and women Left behind in China

宮武 正明 MIYATAKE. Masaaki

「これまで詳細が伝えられていない中国残留孤児・婦人の帰国後の生きざまを、こども教育宝仙大(東京)准教授で前松山東雲女子大准教授の宮武正明さんが5月9日、都内で開かれる「社会事業史学会第11回大会」で紹介する。宮武さんは元東京都職員、福祉事務所のケースワーカーとして1967年から日中国交正常化までの5年間、日本国籍のない残留孤児・婦人らの自立支援にかかわった。都はこうした人たちの受け入れを67年に始めたが、その記録は、帰国後に学んだ夜間中学校教師の記録にとどまっている。「国交回復後も"脱生活保護"がかなわなかった人たちを日本がどのように迎えたかを紹介することで、戦争の悲惨さを訴えたい」と話している。」

『愛媛新聞』2009.4.18 「人」欄、NHK土曜ドラマ「遥かなる絆」放映初日の日に掲載

キーワード:残留孤児・婦人、ぼく日本人なの?、遥かなる絆、異文化理解

1. 残留孤児・婦人の帰国後をめぐって

2007年9月に刊行された城戸久枝著『あの戦争から遠く離れて』は2008年大宅壮一ノンフィクション賞等を受賞、2009年4~5月NHKTVで「遥かなる絆」ドラマ放映〔2009.12.30-31再放映〕された。同書は日本生まれの中国残留孤児二世である筆者が、中国の大学に留学して、残留孤児となった父の日本への帰国までの中国での生活を丁寧にたどったもので、わが国が忘れてはならない戦後についての記録である。

以下は『あの戦争から遠く離れて』および「遥かなる絆」の要旨である。

「筆者の父城戸幹は4歳の時日本への帰国が可能な 最終列車に乗せられるが、列車が途中で戦火のため 停車した時、父母と離れて残留孤児となり、中国人 養父母に育てられる。

勉学して大学受験の手続きをとるが、日本人と名 乗ったことでいずれの大学にも進学できずに、工員 となって働き、養父亡き後養母と生活する。懸命に 日本赤十字社宛に手紙を出して日本の実父母探しを 依頼し、実父母が判り、単身日本への帰国の機会を 待つ。

その頃、文化大革命の嵐の中『日本鬼子』として排斥され、公安から監視される。文化大革命が収まる中、ようやく帰国が認められ、1970年父は香港経由で日本に帰国する。

軍人だった祖父はシベリアに抑留された後、1948 年興安丸で舞鶴経由愛媛県に帰国しており、28歳に なった父を羽田で出迎える。」

「帰国後父は、日本語習得のため地元の定時制高校に入学し、看護師の母と知り合い、結婚して筆者が生まれる。1997年大学生になった筆者は中国吉林大学に国費留学し、中国で育った父の足跡、養母の親戚、父の友人たち… をたどっていく。」

わが国の引揚げ・帰国事業は終戦後数年で再三中断され、1951年以降大連からの船は絶え、1958年以降は全く閉ざされてしまう。城戸幹さんのように引揚げ・帰国の途中で父母と離れ離れになり、多くの日本人孤児、女性が大陸に取り残されたままになった。

1961年以降断続的だが残留婦人等の自費帰国が再開され、日中・日韓の間の交流が始まる中、1967年から 残留婦人・孤児の帰国は急増していく。

帰国者の多くは帰国後生活保護を受給して生活を整 え、子どもの教育環境等を整えていくが、その経過の 歴史は公けにはどこにも記録されていない。

1972年日中国交回復後に民間の手で中国残留孤児肉 親探し事業が始まり、国が動くのはさらに後になって からである。

帰国者の多くは帰国後、日本語を習得する等生活を 整えた後は、就労して生活保護を辞めるが、すぐに高 齢となって就労先を断られ、再び生活保護を受給する こととなった者が少なくなかった〔厚生労働省資料で帰国者の6割〕。だが、他に蓄財もなく頼れる親族もない帰国者にとって唯一の生活手段であった生活保護は、2000年代になって老齢加算の廃止などで年々支給金額が減少して受給が厳しくなっていった。

そうした中で、『あの戦争から遠く離れて』が刊行される直前の2007年7月、日本政府を相手に帰国した残留孤児の9割近くが起こしていた中国残留孤児国家賠償訴訟について、原告側は新たな国の支援策を受け入れて和解し、2008年1月および4月から国の新しい支援策が実施された。支援策の対象は終戦時13歳以上だった「残留婦人等」、12歳以下だった「残留孤児」を合わせて2007年の厚生労働省資料で6,354名に及んでいる。

その他2005年厚生労働省資料によると、残留孤児・婦人の二世・三世は合わせて20,159名が親と一緒に帰国するか、親の帰国後に帰国している。なお、三世は帰国後に出生している数を含む。ただし、二世・三世は新支援策における給付の対象にはならない。

2. 公の記録が 「空白」 になっている 1967~ 1980 年の帰国者支援

〔残留婦人が母子家庭となり帰国して〕

1966年東京都は江戸川区桑川にあった老朽化のため 廃止された婦人保護施設を引揚者一時宿泊所「東京都 常盤寮」とし、東京都に帰国して居所がない引揚げ・ 帰国者家族の滞在場所とした。当時は都心から離れた 交通も買い物も不便な場所であった。寮には、1967年 3月に1世帯、4月以降中国・韓国から引揚げ・帰国 者の入居が続いた。当初は中国・韓国で中国人・韓国 人の夫と結婚して戦後を生き抜いてきた残留婦人が、 現地で生計の中心だった夫を疾病等で失うなどで母子 家庭となって生活に困窮し、なんとか連絡がとれた日 本の親・きょうだい・親戚等に身元引受人になっても らい子ども達を連れて帰国した世帯が多かった。常盤 寮はあっという間に中国語・韓国語の会話でにぎわう ようになった。当時東京都は建物の管理人を置くのみ で、入居後の生活は地元江戸川区福祉事務所の生活保 護の実施に任されていた。

その年の4月大学を卒業して江戸川区福祉事務所の新人ケースワーカーになったばかりの私は、区内で一番訪問が不便な常盤寮とその周辺の地域を担当した。私は地域の生活保護世帯を訪問するたびに常盤寮に寄って、入居した引揚げ・帰国者の生活の相談に応え、抱えている問題の解決にあたり、まだ日本語が話せない帰国者の子ども達とも日本に馴染むための話し合いを続けた。

帰国者の多くが日本での生活をスタートさせるには 生活保護によるしかなく、生活扶助だけでなく、医療 扶助、平常着・布団・什器などの生活一時扶助も支給 して、文字通り「健康で文化的な最低生活」によるス タートであった。ちなみに、当時の生活保護では布団 は2人に1組しか支給できなかった。

肉を塊で買ってはいけないなど扶助費で1ヶ月の生活をやりくりする工夫や日本は競争社会であることなど中国と日本の生活文化の違いを説明し、生活情報について利用できる医療機関・学校・各種の役所・交通機関等の手作りパンフレットを作成し、日本語の習得から就労に至るさまざまな相談に応じた。

手作りによる「帰国者便利帳」と名づけたパンフレットは、私の訪問以外の時間の帰国者の情報源として その後長く活用された。

当時は引揚げ・帰国するためには身元引受人を必要とし、帰国者の帰国後の諸手続きは各都道府県の援護課が担当した。ただし、日本国籍のある者を「引揚者」、ない者を「帰国者」とし、引揚者給付金等支給法の対象となるのは「引揚者」のみであった。引揚者給付金は、引揚げ事業が中断する以前の1957年に作られた法律のままであったため、帰国後1回限りで1~2万円のみの支給であった。給付金の対象にならない自費「帰国者」については、各都道府県の援護課の帰国者窓口の業務の対象にならず、その数等は公けの記録には記載されてこなかったのである。

しかし、日本国籍のある者とない者、「引揚者」と「帰国者」は、1958年引揚げ事業中断および1959年未帰還者特別措置法による戸籍抹消によって、その後中国で「結婚」した場合だけでなく「中国で元気に暮らしている」との手紙を日本の親族に寄せた場合でも「日本に帰国する意思がないもの」として日本国籍が抹消されていた等の実際から、本来区分することの意味はないものであった。

〔一緒に帰国した子どもたちの教育〕

帰国後の生活は、生活保護によりなんとか解決できたが、帰国者にとって、早急に解決しなければならないことは帰国した子ども達の教育機会を得ることであった。

当初地元江戸川区の小・中学校への入学は「日本語が話せない子ども」「地元の父兄等の理解を得られない」と地元区の教育委員会に再三断られてしまい、しばらくの期間子ども達は日中も常盤寮に待機を余儀なくされた。そのため、帰国した親たちが学校に日参して校長に嘆願をつづけることとなり、その結果、小・

中学校入学は、地元の子ども達と交流させない特別な クラス「日本語学級」を設置することによって1967年 10月から可能となった。「江戸川区立**葛西小学校日本 語学級・葛西中学校日本語学級**」が発足した。

この「日本語学級」については、その後葛西小学校日本語学級担任になった善本幸夫先生が『僕、日本人なの?』をまとめ、1985年度の夏休み課題図書にもなって広く紹介された。地元の子どもたちから「日本語学級」の子どもたちが「中国人」といじめられる中で、子ども心に日本への帰国がよかったのか、を子どもの読者に問う難しいテーマであった。本のあとがきに「日本語学級は1972年に誕生しました」と書かれていて、後の国関係の資料・インターネットの年表にも1972年開設となっているが、これは1967年の誤りであるので著者等に代わって訂正したい。

帰国した子ども達の中には当時の中国東北部の僻地にいたため小・中学校教育を受ける機会がなかったかあるいは不十分なままに義務教育年齢を過ぎた青年たちも多くいた。それらの青年たちは年齢が過ぎているため葛西中学校の日本語学級には入学できず、当初、対応に行き詰まってしまった。私はふと「夜間中学」の利用を思いつき、隣区の「墨田区立曳舟中学校」校長に事情を説明し、入学許可を依頼した。区を越えること等の問題があって時間がかかったが、同中学校の夜間中学に1968年2月から入学が認められた。「墨田区の教育委員会とも相談し、引き受けることにしました」との校長からの電話の弾んだ声が私の記憶に残っている。

その後、常盤寮の地元江戸川区に夜間中学がなく多くの帰国二世が隣区まで通っていることが江戸川区議

会で指摘され、地元区に夜間中学をとの住民の要望を 受けて、1971年4月「江戸川区立**小松川第二中学校**」 に新たな「**夜間中学**」が開設された。

この頃、すでに引揚げ・帰国者の子どもたちの入学が定着した**曳舟中学校夜間中学**の実践は、都市部を中心に点在する全国(当時32校、その後小松川第二中学校など35校に増える)の「夜間中学」に伝わり、多くの夜間中学が、帰国前に教育機会に恵まれなかった引揚げ・帰国者の学び、学び直しの場となっていった。1970年代には都市部の各夜間中学は在籍者の1/4近くが中国等帰国者となった。1982年の資料(表)では全国35校合計2915名の在籍者のうち645名が引揚げ・帰国者となっており、多くの帰国者とその二世・三世が夜間中学で日本語を習得し、日本に関する基礎知識と基礎学力を学んで日本での生活を準備することが定着したことがわかる。

なお、『あの戦争から遠く離れて』の城戸幹さんは 地元愛媛県の定時制高校で学んでおり、この間各地の 定時制高校も同様の役割を果たしたことがわかる。

残念なことは、「夜間中学」は学校教育法の中学校のⅡ部授業と限定的・消極的に解釈されてきたこともあって、残留孤児・婦人とその二世の帰国後を現実に大きく支えた夜間中学が、国・厚生省の引揚げ・帰国事業および厚生労働省の新しい支援策のなかに全く触れられていないことである。これらの事実は国においても把握され記録されていなければならない。

なお、山田洋次が1994年「夜間中学」の映画をつくるが、その原作本の舞台が小松川第二中学校夜間中学であり、原作本は当時小松川二中・夜間中学の教員松崎運之助が綴った1981年刊『学校』であった。同夜間

	夜間中学のある中学校名	在籍生徒数	内 引揚げ・帰国者数	内 外国人生徒数	
東京都	足立区立第四	46	32	2	
	八王子市立第五	32	0	1	
	葛飾区立双葉	37	2	17	
	墨田区立曳船	60	33	11	
	大田区立糀谷	40	4	12	
	世田谷区立新川	70	29	27	
	立川市立第九	54	0	12	
	江戸川区立小松川第二	118	78	8	
全国計		2915	645	1402	

全国夜間中学校の連絡会議資料

中学の教員太田知恵子は1983年刊『雨降りお月さんー中国帰国者の学校―』を記録に残している。

〔大陸に燎原の火のように伝わって〕

「帰国すれば生活保護が受給できて、子ども達に必要な教育も受けられる。帰国する子ども達のために日本語学級や夜間中学も用意されている。」

先に東京都常盤寮に帰国した人々から、中国・韓国に残留する多くの日本人婦人・孤児に日本へ帰国しての生活の様子が燎原の火のように伝わり、その後、帰国希望者が現地の日本領事館に殺到することとなった。当初地元の児童と交流させない目的で設置された葛西小学校・中学校の「日本語学級」は、中国・韓国の残留婦人・孤児に伝えられた時は「帰国者を待っている場所」と伝わり、わかりやすく、帰国を促進するものとなった。

この間の帰国者の多くは、帰国の費用を、中国・韓国で自分の所持していた生活用品を売却することでつくっている。帰国した時には、大半の帰国者が無一文であった。

日中国交回復以前の帰国については、『あの戦争から遠く離れて』の城戸幹さんのように、一人ひとりが、日本からは血縁関係のあるしっかりとした身元引受人が求められるとともに、中国の出国ビザの窓口は文化大革命の混乱の中で、帰国の手続きは容易なことではなかった。

1968年3月には韓国残留婦人が下関に入国した際に「身元保証人のいる各府県でなく、生活保護や子どもの教育等受入れがすでに整った東京都常盤寮に入寮させてほしい」と座り込みを行っている〔NHKドキュメンタリーで放映された〕。なお、日韓の国交回復は1965年であり、戦後帰国できなくなって、日韓国交回復後に韓国から帰国した婦人とその家族は800名と推定されている。

1990年代になってようやく、国は国民年金特例納付等の実施のため「引揚者」だけでなく「帰国者」についてもその対象とし、生活実態を調査して把握するようになった。1972年の日中国交回復以降の中国残留孤児帰国者が2513名であるのに、2007年和解によって作られた新支援策の対象が6354名となるのはこのためである。この数字からも、1967年から1971年の5年間および国が動くようになる1980年までに、既に多くの自費帰国者がいたこと、これらの自費帰国者に国はなにもしてこなかったことがわかる。

後日2005~2007年各地の国家賠償請求訴訟の地方裁 判所の判決文の中に、共通して「日中国交回復以前は、 帰国させる方法はなかったので国および公務員の職務 怠慢にはならない」すなわち国の責任はなかったとさ れ、神戸地裁以外の判決はいずれも残留孤児ら原告が 「敗訴」となる根拠となっているが、これは少なくと も日中国交回復の5年前1967年から引揚げ・帰国者が 続いていたこと、帰国は可能だった事実が、裁判官だ けでなく弁護士にも伝わっていなかったためと推測さ れる。

『あの戦争から遠く離れて』著者城戸久枝さんも「1972年日中国交回復以前の残留孤児の帰国は父一人であった」と同書に書いている。そうした点で、1967年から残留婦人・孤児の帰国が急増したことについて、私はもっと早くこのレポートを公表すべきであったと悔やまれる。

なお、戦前多くの「満蒙開拓団」「大陸の花嫁」を送り出した長野県において、日中国交回復の前後をとおして多くの残留婦人等の帰国が続いたが、中国東北部に残って帰国しない意向の婦人も多いことが、現地取材で記録されている。[NHK1991年5月25日ドキュメント「中国残留日本人婦人」放映]

〔帰国者と家族が「夜間中学」の周りに定着〕

前述のように、帰国した引揚げ・帰国者の当初の日本での手続き等の支援は都道府県の援護課が担当するが、自費帰国者および二世・三世の帰国後の支援については対象とされず準備はされなかった。

身元引受人に生活を見てもらえない多くの場合は身元引受人のいる地元で生活保護を受給して生活をスタートさせた。ほとんどの場合、突然の帰国者に対して身元引受人が生活費を見ることは困難なことであった。さらに、引揚げ・帰国した後に、残してきた二世世帯とその子どもたちが、後から帰国してくる場合が少なくなかった。

そうした結果、帰国者世帯と二世世帯が東京に出て、本人または子どもが「夜間中学」に通学するため夜間中学に通えるエリアに多くの帰国者が集まって暮らすようになった。

上京後一時的にアパートで生活保護を受給して暮らし、江東区にある宿所提供施設「塩崎荘」、足立区にある宿所提供施設「新幸荘」等の保護施設に入居する世帯も多くなり、1970年代から1980年代にかけて東京・下町は、少なくない帰国した残留孤児・婦人と、一緒に帰国した二世、親の帰国後に日本に来た二世・三世等の家族の生活の場となっていった。同様のことは、関西でも見られ、大阪市天王寺中学校等の夜間中学の近隣に帰国者と家族が集まって暮らす傾向が見られた。

なお、常盤寮を管理する東京都は、常盤寮の地元江戸川区福祉事務所の要請により1970年に常盤寮に「専門相談員」を配置し入居者の生活支援にあたったが、1975年に建物の老朽化のため新築し、帰国者の相談室を置いた。

〔日中国交回復以後の国の帰国者支援〕

厚生省が1958年以降中断していた引揚げ・帰国事業に取り組むのは1972年日中国交回復以降であった。1973年「引揚者」に限って旅費支給の措置が行われるようになったが、1974年に引揚げ・帰国者を支援する民間団体による中国残留孤児肉親探しが始まり、1975年厚生省はようやく「中国残留孤児肉親探し事業」による邦人情報の公開を始めた。

1981年に残留孤児の「訪日調査」が始まるとともに、全国社会福祉協議会は「中国帰国者定住化促進」の提言をまとめ、各都道府県社会福祉協議会は都道府県援護課とともに帰国者の相談窓口を設置し、中国語・日本語を併記した帰国者へのパンフレットが用意するようになった。帰国者が日本語を習得できるよう各地に自治体や社会福祉協議会が主催する「帰国者のための日本語教室」の設置が進められた。

1984年厚生省は中国帰国者の帰国後の生活の準備のための「定住センター」を全国3箇所〔埼玉・長野・山形〕に設置した。定住センター設置以降は、残留孤児本人の帰国の場合に限って始めに定住センターに入所し、一定期間就職指導や日本語の習得訓練を受けてから、身元保証人のいる都道府県に帰省し、都道府県援護課をとおして公営住宅への入居斡旋等により、出身地に戻って定着するように支援が行われるようになった。

1982年法務省は「中国帰国者戸籍登録事務取扱い」を都道府県に通知し、抹消した戸籍の回復、戸籍の登録が認められるようになった。それまで、肉親の身元引受人がいる場合に限っていた帰国を1991年になって「特別身元引受け制度」により第三者の身元引き受けが可能となった。1993年には身元引受人のいない残留婦人3人が成田に強行帰国し入国が拒否されている。

3. 日本で迎えた老後と国の生活支援策

戦後大陸に残され1967年以降に自力で日本に帰ってきた帰国者は、帰国時すでに中高年で、就職も容易でなかった方が多く、一時期就職できた方も日本語の会話ができないことから孤独な仕事を与えられていた場合が多く、そのために収入は低く、あっという間に高齢になって雇用を断られていった。収入の低い雇用であったため、預金や資産はほとんど持てないままで、

マイホームだけでなくマイカーが持てた人もほとんどいない。

1995年、帰国までの国民年金期間が免除期間と同様の扱いになり、多くの帰国者は65歳から老齢基礎年金満額の1/3、月22,000円の受給が可能となった。この時期、満額がほしいなら一時金を払えと「特例納付」が推奨された。けれども、もしも終戦後わが国の帰国事業が継続しその当時に帰国できて就労していたなら、興安丸等で帰国した方々と同様にその多くが月20万円前後の厚生年金を受給できていたはずなのである。残留孤児の起こした国家賠償請求訴訟が求めていた「保障内容月20万円の年金」はそうした根拠があるものであった。

私は2004年10月号『ゆたかなくらし』に「1953年以降引き揚げ・帰国の道を閉ざされて中国などに残された一人ひとりの残留孤児・婦人がどのような思いで日本を見つめ、日本人ということでどのような想いをしてきたかを考えるならば、せめて満額の老齢基礎年金に見合う保障法・支援法を作ることが、日本国としての最低の責任ではないでしょうか」と書いた。それと同趣旨であるが、2007年7月の国との和解で老齢基礎年金の満額月66,000円の保障が2008年1月から実施されることとなった。

けれども、年金を除くと国の新支援策は、生活保護 のしくみに一部自由裁量を設けたものになった。それ は、いかに多くの残留孤児・婦人がすでに高齢期に入 って、貯えもなく、他に生活の方法がなく、再度生活 保護を受給していたかを示すものにほかならない。

新支援策の主な内容は、

1. 老齢基礎年金を帰国した時期に関わらず満額を支給する。

残留孤児・婦人の基礎年金保険料を一括して国 は国の年金財源に納めて、満額を支給する。した がって、「特例納付」等帰国後に個々の帰国者が 納付した国民年金保険料は、個人に返還する。

2. 生活保護制度の収入認定のしくみは残すが、年に1回とする。

老齢基礎年金満額部分は収入認定しないことと し、生活保護世帯より生活に余裕がもてるように する。

3. 医療費について、生活保護の医療扶助と同等の医療費の給付を行う。

医療扶助と異なる点は、該当者に医療支援「受給者証」を発行すること。国民健康保険には生活 保護世帯と同様に引き続き加入しない。

4. 各市町村に中国残留邦人「支援員・相談員」を置

いて支援にあたる。

実務は生活保護のしくみが基本となるため、福祉事務所が引き続き実務を担当、あるいは福祉事務所ケースワーカー経験者が実務を担当している自治体が多い。

5. 各市町村は「地域社会における生活支援等」を行 う。

地域における支援ネットワークを援助する。日本語教育支援、通訳等の派遣、巡回健康相談を行う。この部分は二世・三世も対象とする。

となっている。

この和解内容に基づき、2008年4月6日国会で「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が成立し、2008年10月1日付で施行された。ただし、年金については2008年1月分から、生活保護から変わる生活支援給付については2008年4月分から実施された。

しかしながら、国家賠償請求訴訟の国との和解について、残留孤児が求めていた「長く大陸に放置してきた国の責任」については一切触れられていない。さらには、「検証会議」など新支援策実施後の協議機関も設置されていない。本来ならば、ハンセン病国家賠償訴訟の和解と同様の「検証会議」を設置して、支援経過の検証と残留孤児二世・三世を含む諸問題の解決に当たるべきであり、戦後65年を経て既に帰国した残留孤児・婦人のすべてが65歳以上になる現在、和解内容はさらに改善されるべきである。

現在、各市町村では、残留孤児・婦人の帰国者の生活支援事業を行なっているのに、和解後そのことが国民にほとんど知らされていない。社会福祉士等の「公的扶助」等の教科書にもこれらのことは書かれていない。これらのことは一部の行政担当者のみが知るものになってはいけない。

なお、市町村において新支援策の**事務および支援を 担当する職員**は、これらの経過をよく学んで、支援策 の実施にあたることを心から願うものである。

4. 「異文化理解」と残留孤児・婦人について伝える意味

私は、「異文化理解」をテーマにした授業の中で、幼児教育等こどもの現場では、就労のため日本に来ている日系ブラジル人の子どもたちであったり、戦前・戦後の歴史の中で多くの在日朝鮮・韓国人、在日中国人が日本で生活していてその二世・三世の子どもたちであったり、母親がフィリッピンやベトナムから日本に来られた方であったり、中国残留孤児・婦人の帰国

者の二世・三世の子どもたちであったりすることがよくあることに触れて、学生にはほとんど伝えられていないこれらの歴史を伝える中で、子どもたち・保護者とのコミュニケーションをとることの大切さの理解を図っている。

それには、次のような私の現場体験がある。

区役所で保育所入所事務の担当者として、帰国したばかりの中国残留孤児・婦人の三世世帯の子どもの保育所入所を決めた時、「日本語が通じない子どもにどう話せばよいの?」「保育所入所は子どもたちが日本語を話せるようになってからにして」とその保育所の保育士と園長から強い抗議が寄せられた。それだけでなく区内の園長会からも抗議の電話をいただいた。これには保育所入所を決定した上司をハラハラさせてしまった。私は我慢を決めてその場から逃げることにした。

一週間後、その保育所の園長から弾んだ声の電話があった。「心配なかったわ。 2~3日で、子ども同士、すっかり仲良くなって…」と言う。

今日も残留孤児・婦人の帰国はつづいていて、一緒に帰国してくる二世・三世世帯とその子どもたちの帰国、先に父母が帰国して中国に残っていた二世・三世世帯とその子どもたちの帰国はつづいている。「あなたの勤める保育所に入所することがあるかも知れない」と学生たちに教えている。

様々な異文化で育った子どもたちが、現在保育現場に在園している。現場の保育士は、広い視野にたって「異文化」を理解し、異文化で育った子どもたち・保護者と積極的にコミュニケーションをとることが求められる。

また、私は授業の中で『あの戦争から遠く離れて』 の要旨およびテレビドラマ『**遥かなる**絆』を一部分で あるが教材として取り上げている。

2010年の授業アンケートで、学生たちに「昨年NHKが放映したことを知っていたか」「中国残留孤児・婦人のことを知っていたか」の2つの質問をしたが、その結果は次の表のとおりであった。

「昨年NHKが放映したことを知っていたか」については、「知っていた」は4名のみであった。最近の学生はアルバイトに追われている者が多いことも一因だが、学生間でテレビドラマの内容を話題にすることはほとんどなく、テレビ離れが進んでいることも一因であると思われる。

「中国残留孤児・婦人のことを(今回のビデオ鑑賞

	昨年NE	昨年NHKが放映したことを		残留孤児・婦人のことを			備考
	A大	B大	計	A大	B大	計	加号
知っていた	1 (1.5)	3 (2.8)	4 (2.3)	9 (13.8)	28 (26. 2)	37 (21.5)	
知らなかった	62 (95.4)	101 (94.4)	163 (94.8)	54 (83. 1)	76 (71. 0)	130 (75.6)	
N A	2 (3.0)	3 (2.8)	5 (2.9)	2 (3.0)	3 (2.8)	5 (2.9)	
	65	107	172	65	107	172	

表 「遥かなる絆」についての授業アンケート 2010年 12月

A大は都内、B大は首都圏

以前に)知っていたか」については、私の想像より多く、2割強の学生が知っていた。

以下「異文化理解」に関する授業で寄せられた学生 の感想を紹介する。

「私たち人間が起こしたおろかな戦争という歴史の中に、このような事実が隠されてきたことにとても驚き、また悲しくもなった。中国が残留孤児問題に積極的に対応しなかったことに対してはまだ理解できても、日本の対応には正直がっかりした。残留孤児の問題は完全に解決されたわけでなく、まだまだ課題も残されている。それを私たち一人ひとりが真剣に考え取り組んでいくことが大切なのではないか。また、考えるだけでなく、これからの世代に伝えていくことが私たちに課せられた大きな課題の一つだと思った。|

「戦争や時代に翻弄されて生きた一人の男性とその 娘の心が描かれていました。世界には同じような人 生を送った人がたくさんいると思います。今どこか で送っている人もいると思います。私たちも一つの 歴史で、未来です。しっかり学んで生きていきたい と思います。」

「文化、言語、気温やその他生活する環境が違うということは、人と人とが一緒に生活するうえで多大なる影響を与え、苦労があることがわかった。様々な違いを理解することで異文化の人とも生活することができるのである。」

「個々の国で習慣も決まりも常識も様々なので、異国に対して偏見をもつのは当たり前なことかも知れない。それでもせめて理解しきらなくても受け入れる気持ちは大切なのではなかろうか。そういった心でいればしぜんと異文化に対する偏見は薄れていき、

国を問わず人が人らしく、仲間意識をもって過ごしていける世界になるのではなかろうか。」

「異文化理解」の手がかりとして、若い世代が、これらの教材を通して、生きることの真剣さと取り巻く 環境についてのさまざまな学びの機会にしてほしいと 願うものである。

(註) 本レポートは2009. 5.9社会事業史学会第11回大会・分科会報告(東京・東洋大学にて開催)に加筆した。

参考図書

城戸久枝『あの戦争から遠く離れて』情報センター出版 局2007年

善本幸夫・手島悠介『僕、日本人なの?』ぽるぷ出版 1983年

松崎運之助『学校』晚聲社1981年、

太田知恵子『雨降りお月さんー中国帰国者の学校―』教 育資料出版社 1983年

古世古和子『中国に残された子どもたち』岩波ジュニア 新書1986年

小川津根子『祖国よ』—「中国残留婦人」の半世紀—岩 波新書1995年

宮武正明「忘れようとしたこと、忘れてはならないこと」 『ゆたかなくらし』本の泉社 2004年10月号

厚生労働省社会・援護局「中国残留邦人に対する新たな 支援策」2007年12月会議資料